答 弁 第 二 二 号令和六年二月九日受領

内閣衆質二一三第二二号

令和六年二月九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 殿

衆議院議員江田憲司君提出利益率の極めて高い政治資金パーティーに関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員江田憲司君提出利益率の極めて高い政治資金パーティーに関する質問に対する答弁書

一及び三について

う。 るが、 当該政治資金パーティーへの参加の対価に係るものであるため、 の他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをい 政治資金規正法 と規定されており、一方、 個別の事案が同法の規定に違反するか否かについては、 (昭和二十三年法律第百九十四号)第四条第三項において、寄附とは、 同法第八条の二に規定する政治資金パーティーに係る収入については、 具体の事実に即して判断されるべきものと 寄附とは性質が異なるものと解されてい 「金銭、 物品そ

一について

考える。

お尋ねは、 西村康稔衆議院議員個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。